紙本著色酒伝童子絵巻　狩野元信筆　三巻　公益財団法人サントリー芸術財団　東京都港区赤坂九―七―四
紙本墨画淡彩竹林閑居図　一幅　松岡地所株式会社　東京都新宿区西新宿一―七―一
永享七年三月竹庵大縁の賛に周文筆とある
絹本著色両界曼荼羅図　二幅　宗教法人眞輪院　京都府相楽郡南山城村大字南大河原小字湯矢畷九〇

○**文部科学省告示第百三十七号**

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表に掲げる有形文化財を重要文化財に指定したので、同法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十七年九月四日

文部科学大臣　下村　博文

（**彫刻の部**）

名称及び員数	所有者	所有者の住所
乾漆伎楽面　一面	国（文化庁保管）	
木造韋駄天立像　一軀 木造善財童子立像　一軀	宗教法人長瀧寺	岐阜県郡上市白鳥町長滝九二
木造獅子狛犬　一対	宗教法人若松神社	滋賀県大津市大江二―九―一
木造地蔵菩薩坐像　一軀	新町地蔵保存会	京都府京都市左京区下鴨松ノ木町
木造伎楽面　一面 東大寺の銘がある 乾漆伎楽面　一面 東大寺、相李魚成作等の朱書銘がある	公益財団法人藤田美術館	大阪府大阪市都島区網島町一〇―三二
木造如意輪観音坐像　一軀	宗教法人西大寺	奈良県奈良市西大寺芝町一―一―五
木造二天王立像　二軀 内一軀の像内に久安三年の銘がある 木造毘沙門天立像　一軀 像内に久寿三年、当郷領主藤原家永、仏師僧経助等の銘がある	荒茂毘沙門堂管理組合	熊本県球磨郡あさぎり町深田北小字荒茂

○**文部科学省告示第百三十八号**

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表に掲げる有形文化財を重要文化財に指定したので、同法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十七年九月四日

文部科学大臣　下村　博文

（**工芸品の部**）

名称及び員数	所有者	所有者の住所
色絵竜田川文透彫反鉢　尾形乾山作　一口	岡田和生	神奈川県足柄下郡箱根町小涌谷四九三―一
祥瑞蜜柑水指　景徳鎮窯　一合	公益財団法人湯木美術館	大阪府大阪市中央区平野町三―三―九